

健康食品の表示に関する検討会における各ヒアリング団体の意見

平成22年2月  
消費者庁

【第2回検討会】

社団法人日本医師会

- 健康食品の問題点として、それ自体の副作用、医薬品との相互作用、過剰摂取、健康食品の宣伝を信じて使用し、医師の治療を受ける機会を失してしまうこと等が挙げられる。
- かかりつけの医師から健康食品による被害などの情報を受け、提供された情報を検討・評価した上で診療現場にフィードバックする「食品安全に関する情報システム」を構築中である。今後、日本薬剤師会、日本栄養士会、行政機関等と連携しながらその取り組みを展開していく。

社団法人日本薬剤師会

- 健康食品については、医薬品的な効果を期待させ、かつ食品であるから安全であるとの消費者心理を利用した販売実態があるなどの問題がある。販売にあたっては情報の収集、提供が不可欠であり、薬剤師等専門家の積極的な関与が必要。
- 保健機能食品以外の「健康食品」について、成分、表示、広告の面から問題があると考えられる食品を速やかに市場から排除できる仕組みが必要。
- 特定保健用食品及び栄養機能食品について、摂取量の表示のみならず医薬品成分や他の食品区分との相互作用等の情報も重要。

社団法人日本栄養士会

- カプセルや錠剤といった医薬品的な形態の健康食品は、医薬品の効果を期待されながら利用され、結果的に過剰摂取に繋がる問題がある。
- 期待する効果と実際に得られる効果との間にかい離があり、表示・広告等への監視指導の強化が必要。
- 国民に対する情報提供が重要であり、(独)国立健康・栄養研究所等のデータベースでは成分情報だけでなく、健康食品そのものの情報や危害情報を早期に提供できる仕組みが必要。

#### 全国消費者団体連絡会

- 特定の物質の有効性をうたって販売するすべての食品を網羅するルールを確立し、安全性、有効性が実証されたものだけを流通させるようにすべき。
- 有効性の表示は消費者の誤認を招かないよう、さらに食べ方や摂取量について消費者が理解できるような表示になるよう、共通のルールを確立すべき。
- 安全性、有効性については、定期的に、最新の科学的知見に基づいてチェックするルールを確立すべき。

#### 全国消費生活相談員協会

- 健康食品は、通常の食品と医薬品の上に位置するものとして、品質、安全性、表示等について食品よりも厳しく、医薬品に近い規制をすべき。
- 誤認を防ぐ「病気を治すものではありません」等の表示、注意喚起のため「摂取目安量以上に飲まないで下さい」等の表示の他、「健康の維持増進には、バランスの良い食事が大切です」といった表示を行うべき。
- 健康食品の危害状況、医薬品との併用障害の情報等を、保健所、医師、薬剤師、薬局、消費生活センター等の相談窓口が共有できるようなシステムの構築が必要。
- 子供用サプリメントについては、健康への悪影響がないか慎重に検討すべき。

### 【第3回検討会】

#### NPO 法人日本消費者連盟

- 特定保健用食品に対する食品安全委員会の安全性評価は不十分である。「毒性学」等の視点から慎重に評価すべき。
- 特定保健用食品の制度は当面の間は必要であるが、一定期間毎に再評価する仕組みを設けるべき。また、緊急性のある場合は、消費者庁が許可を取消ができる制度にすべき。
- 条件付きトクホ制度は、「効果が科学的に証明されない健康食品」を認めるものであり、問題。

#### 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

- 特定保健用食品の問題は、機能性や安全性の程度が正しく伝わらないことである。「血圧が高めの方へ」等の表示が印象的で、肝心の機能性の程度が伝わらない。「どの程度（期間）利用すれば」「どういう人に」「どのような効果（保健機能）が」期待できるのかを伝えることが出来れば、過度な期待を抑えることができ、薬とは違う健康食品の位置付けを消費者に教育できるチャンスである。
- 国の審査を受けたトクホの機能性の程度を正しく伝えることができれば、国の審査を受けていない「いわゆる健康食品」の効果をも推測する力をも養うことになるのではないか。
- 曖昧な表現はかえって実際の機能性の程度よりも大きな期待を消費者に与える。むしろ、機能性の程度を正しく伝える工夫をすることが食薬区分を保つためにも有効ではないか。

#### 健康食品産業協議会

- 産官学消の協力体制の下、制度の利点・改善点に配慮し、国際調和の観点も取り入れた「健康食品」全体を包括した枠組み作りが必要。
- 劣悪品を市場から排除するため、事業者の登録制、強制力のある法的対応や、健康食品の「表示に関する公正競争規約」の導入等も考えられる。
- いわゆる健康食品は、健康の保持増進効果を表示することが出来ず、消費者に正しい情報が伝えることが出来ない。科学的エビデンスに見合った表示が出来る仕組みを構築する必要がある。
- 中小企業が業界で大きな割合を占めている中で、これら中小企業が頑張っって科学的エビデンスをとれるシステムを構築することが大切である。
- 消費者にとって分かりやすい表示制度である一方、中小企業が多い背景を考慮に入れた、自主基準の限界と過度な規制強化の問題に配慮した制度である

ことが必要。

- 特定保健用食品については、一般消費者が理解しやすい保健の用途の表示をすることや、審査結果とその科学的判断、その食品の品質に関わる科学的情報などを公開すべきである。